

# 社会福祉協議会 基本要項 2025



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

# 社会福祉協議会基本要項 2025

## 前 文

### 1. 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定にあたって

- 社会福祉協議会(以下、社協)は、明治 41(1908)年設立の中央慈善協会を源流とし、昭和 26(1951)年、全国および都道府県社協が法制化された。その後、活動の基盤となる市町村社協の設置が全国で進み、昭和 58(1983)年に市町村社協が、平成 2(1990)年に指定都市の区社協が法制化された。
- 昭和 37(1962)年に社会福祉協議会基本要項、平成4(1992)年には新・社会福祉協議会基本要項を策定し、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示した。いずれも「住民主体」を掲げ、各社協では、これらをもとに地域福祉を推進してきた。
- 平成 12(2000)年以降は、累次の社会福祉(事業)法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大した。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化している。
- このような状況を踏まえ、全国社会福祉協議会(以下、全社協)では、令和 5(2023)年 8 月に地域福祉推進委員会に基本要項検討委員会を設置し、新たな基本要項の検討を開始した。
- 検討にあたっては、基本要項ならびに新・基本要項の前文にある「現実に応じて、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐこととした。加えて、新・基本要項策定以降の社会・経済の変化とともに、今後の変化も見据え、社協の方向性を示すこと、また、各社協の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあって、全国の社協の役職員が共有できる新たな基本要項を示すことをめざして検討を行った。
- 我が国の社会・経済の変化がさらに進むものと想定されるなかで、基本要項 2025 は、適宜見直しを検討することとする。

### 2. これからの社会福祉協議会に求められる役割

#### (1) その人らしい暮らしを地域で支える

- 誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、社協は、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者とともに、継続的な支援を行う必要がある。
- 社協は、住民のニーズに基づき、配食サービスやふれあいいきいきサロン、小地域ネットワークによる見守り活動などを住民や地域の関係者とともに生み出してきた。

- これらは、住民のニーズから発した、一人ひとりの生活を支える仕組みであると同時に、地域生活課題への気づきと共感に基づいた、住民による主体的かつ開発的な実践である。また、在宅福祉サービス等についても、住民のニーズを起点とする実践を経て制度化されたものである。
- 社協は、今後、社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、その人らしい暮らしを地域で支えるためのさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要がある。
- また、社協は、さまざまな活動・事業を通じて住民に働きかけ、人と人とのつながりや「ここに居ていい」と感じられる居場所づくりに取り組んできた。それは、こうした活動が、孤独・孤立を防ぎ、生活に安心感や楽しみ、生きがいをもたらすからであり、「豊かな地域社会」への道筋に連なっているためである。
- 孤独・孤立はさまざまな地域生活課題に共通する背景要因となっており、家族や地域、職場などにおける人間関係の希薄化が指摘されるなか、社協は住民や地域の関係者とともに「つながりづくり」のために取り組みを重ねる必要がある。
- あわせて、差別や偏見、社会的排除を放置することなく、多様性を尊重する包摂的な地域づくりに向けて、福祉教育の取り組みを進めることが重要である。

## (2)住民主体の地域づくり

- 社協はこれまでも、住民主体の地域づくりに向け、住民や地域の関係者が地域生活課題を協議し、協働しながら解決に取り組むことを支援してきた。
- 社協が行う個別支援は、こうしたコミュニティワークの実践が基盤となって展開されるものであり、個別支援と地域づくりの連動・循環を意識した取り組みが求められる。
- 社協は、引き続き、住民の参加を働きかけ、支え合いや地域づくりに向けた取り組みを促進していく必要があり、これらの取り組みを通じて、住民が主体的に関与し、協力しながら持続可能な地域社会をつくるという、自治の営みを地域福祉の側面から支えることが重要である。
- しかし、近年、多くの地域で自治会・町内会の加入率の低下、地区社協等の地域福祉推進基礎組織や民生委員・児童委員の担い手不足が課題になっているほか、社協に登録するボランティア活動者数の減少傾向がみられる。価値観の多様化やライフスタイルの変化のなかで、地域活動に参加すること自体のハードルが高くなっているとの指摘もされている。
- 一方で、興味や関心を共有するゆるやかなグループやオンライン上でのつながり、さまざまな「生きづらさ」を抱える当事者同士のつながりなどが増えつつある。また、福祉分野に限らず、まちづくりや社会課題の解決に関心を持つ若い世代が増え、SDGsを意識した企業の社会貢献活動も広がっている。
- 今後は、より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれて

くるような働きかけが重要であり、地縁を基盤とした組織だけでなく、個人が自分の意思により、参加したいと思えるような多様なグループとの出会いやつながる場づくりに取り組んでいく必要がある。

- その際、地域生活課題の広がりや住民の関心の多様化を踏まえ、あらゆる分野の関係者と連携・協働することが求められる。
- こうした多様なつながりが重層的につくられていくことが、人と地域の内発的な力を引き出し、住民主体の地域づくりを進める基盤となる。

### (3)協議体としての機能を地域福祉に活かす

- 少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えてさまざまな地域生活課題が広がっている。
- こうした社会の変化を受け、国においては、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における生活支援体制整備事業の創設、成年後見制度の利用促進、さらには包括的支援体制構築のための方策として重層的支援体制整備事業を法定化するなど地域福祉の施策化が進んでいる。
- これらの施策においては、住民の主体的な取り組みやボランティア・NPOの役割発揮が期待されているところである。
- 一方で、住民主体の活動は、制度や公的なサービスの補完・代替を目的とするものではなく、住民の意思や選択が尊重されるべきものである。社協は、住民や地域の関係者との対話や協議を通じて、住民主体の意義や重要性を共有していく必要がある。
- そのうえで、社協は、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げるなど、協議体としての組織特性を地域福祉に活かすことが求められる。

### (4)地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

- 国は、地域共生社会の実現を掲げ、都道府県・市町村において、包括的支援体制の構築を進めている。社協は地域福祉(支援)計画の策定に積極的に参画するとともに、住民や地域の関係者、行政等それぞれの主体が役割を果たしつつ、連携・協働できるよう、地域福祉の共同運営に力を発揮する必要がある。あわせて、行政とのパートナーシップを築き、両輪として地域福祉を進めていくことが求められる。
- その際、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉を推進することを目的とする団体として、当該地域における地域福祉全体の予算の拡充を図るとともに、法人運営の基盤となる公費の確保を進めることも必要である。
- 地域福祉の施策化のなかで各種の事業が社協に委託される場合も増えている。行政との協議にあたっては、これらの事業をどのように地域福祉の推進に活かすのか、全体構想や戦略を持って行政に提案し、事業を企画・実施することが求められる。
- また、住民や地域の関係者による協議をもとに、行政に対して制度等を提案するほか、

社会資源の創設・改善に取り組むなど、ソーシャルアクションを強化する必要がある。

- 加えて、災害が頻発化・大規模化するなか、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営をはじめ、災害時の福祉支援における行政との連携による社協の役割発揮が求められている。

### 3. 社会福祉協議会基本要項 2025 の具体化に向けて

- 加速する社会・経済の構造的な変化のなかで、誰もがその人らしく、安心して暮らすことのできる地域社会を、それぞれの地域特性にあわせていかに実現していくか、今、大きな岐路にある。
- NPO や企業、各種団体など、多様な主体が地域福祉の活動・事業に参入しているなか、社協は、これまで以上に開かれた組織として、住民や地域の関係者の力を集め、公私協働の要として真価を発揮する必要がある。
- あわせて、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらう努力を重ねる必要がある。
- 基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針である。我々社協の役職員は、基本要項2025を活用し、各社協がめざすビジョンや役割を明らかにして、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進する。
- また、全国ネットワークとして、市区町村社協、都道府県・指定都市社協、全社協は、相互に協力しながら、基本要項 2025 を踏まえた具体的な実践を進めることとする。

## I. 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

### 1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

#### (1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

- 「ともに生きる豊かな地域社会」とは、「住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会」（「全社協福祉ビジョン」）である。
- 社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民や地域の関係者と協働して活動・事業を進めている。
- ここでの「地域の関係者」は、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織（自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設・事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、行政（福祉以外の部局も含む）、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指す。

#### (2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
  - ②住民のニーズに基づくこと
  - ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること
- である。

- ここでの「住民」とは、「生活の主体」として自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。また、地域づくりの主体であり、行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」である。
- なお、「住民」には、その地域に居住している人だけではなく、在勤・在学者等を含むものとしている。
- 「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごととはもとより、「誰かの役に

立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことを示している。

- 社協は、とくに、自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努める。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進める。
- 社協の活動・事業は、住民の主体形成と組織化を基礎として展開される。主体形成とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取り組みである。
- また、組織化とは、協議や協働の促進、連絡調整（コーディネート）、社会資源の開発等を含む一連の取り組みである。
- こうした主体形成と組織化を通じて住民や地域の関係者の取り組みが生まれ、継続的な活動へと発展していく。社協はこの一連のプロセスに伴走し、住民や地域の関係者の連携・協働による地域福祉を推進する役割を担う。

## **2. 社会福祉協議会の組織**

### **（１）社会福祉協議会の構成**

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

- 社協は住民、住民組織、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することによって成り立っている。
- 住民が参画する組織であることが社協の特徴である。その象徴的な仕組みである住民会員制度は、社協の活動・事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度であり、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置づけられる。

### **（２）社会福祉協議会の組織特性**

社会福祉協議会は、次の５つの組織特性を有する。

- ① 住民や地域の関係者による協議体組織
- ② 地域福祉を創造する運動体組織
- ③ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④ 公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

#### **①住民や地域の関係者による協議体組織**

- 社協は、地域福祉の協議体組織であり、その活動・事業は、事務局だけで進めるのではなく、住民や地域の関係者の協議と参画のもとに展開される。

- 協議体としての組織特性は、運動体や事業体としての特性を発揮するうえでの基盤となる。

#### ②地域福祉を創造する運動体組織

- 社協は、運動体組織として、住民や地域の関係者と地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組む。
- また、めざす地域社会の姿を住民や地域の関係者とともに描き、その実現に向けて、既成概念にとらわれることなく、柔軟で開発的な取り組みを進める。

#### ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織

- 社協は、住民や地域の関係者と協議し、地域生活課題の解決に向けて、求められる活動・事業を企画・実施する事業体組織である。

#### ④公共性と公益性を有する民間非営利組織

- 社協は、開かれた組織として、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ（公共性）、広く社会の利益にかなう活動・事業を進める（公益性）。
- 住民や地域の関係者の協議に基づいて、必要な活動・事業を決定し、また、自主的・自律的な経営を行う民間非営利組織である。
- 会費や寄付、公的財源をもとに活動・事業を行う組織として、経営の透明性を確保し、法令順守を徹底する。

#### ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 社協は、地域福祉を推進するため、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に設置された、唯一の全国ネットワーク組織である。
- 社協は、そのネットワークの強みを活かし、相互に協力し、実践を高め合うとともに、連携して活動・事業を展開する。

### 3. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進める。

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則



### ①住民ニーズ基本の原則

- 社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

### ②住民活動基盤の原則

- 社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

### ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

### ④民間性の原則

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

### ⑤連携・協働の原則

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

### ⑥専門性の原則

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

## Ⅱ. 社会福祉協議会の機能

### 1. 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援
- ⑤権利擁護
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

#### ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。
- 住民や地域の関係者の「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」という声を受け止め、誰もが活動に参加できるよう支援する。

#### ②組織化、連絡調整

- 住民や当事者、地域の関係者が対話や協議をする場をつくるとともに、協働による取り組みを促進するなど組織化を図る。
- 地域生活課題の解決や包摂的で持続可能な地域づくりのため、多様な主体間の連絡調整(コーディネート)を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

#### ③福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 住民のニーズや地域の社会資源、福祉活動・事業の状況を幅広く捉え、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。また、多様な主体が行う福祉活動・事業への支援や連携を通じて、その量と質の充実を図る。
- 地域において欠かすことのできない介護サービス・障害福祉サービス等を地域の実情に応じて実施するほか、行政や地域の関係者と連携し、サービス提供体制の維持を図る。

#### ④相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を行う。

#### ⑤ 権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携して行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

#### ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や地域の関係者とともに地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、住民や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

#### ⑦福祉教育の推進

- すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活のなかでともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む福祉教育を推進する。
- 住民や地域の関係者が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流、ボランティア活動などを通じた学びの場を提供する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するための広報・啓発活動を行う。

#### ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域福祉の活動者を育成する。
- 地域関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

## ⑨災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営により、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP(事業継続計画)を作成する。

## ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

## 2. 都道府県社会福祉協議会の機能

都道府県社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①市町村社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨福祉人材の確保・育成・定着支援
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施

### ①市町村社協の支援と協働

- 市町村社協の情報共有や協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 市町村社協が、それぞれの地域の実情に応じた活動・事業を展開できるよう、連絡調整、共同研究の実施、市町村社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の市町村社協では実施が難しい場合や、市町村域を越えて対応することが必要な課題に対して、複数市町村社協の共同による事業を支援するほか、市町村社協と

共同による事業を行う。

## ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 都道府県域での活動者(団体)のネットワークづくりや研修等を通じて住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

## ③組織化、連絡調整

- 民生委員児童委員協議会、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等の連絡調整(コーディネート)を行うとともに、相互の協議や連携・協働を促進し、広域的(都道府県域、ブロック圏域)な地域生活課題の共有、解決に向けた取り組みを行う。
- 福祉やその他関連分野の団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整(コーディネート)を行う。
- 福祉の事業や活動を行う者に対し、サービスや活動の質の向上、地域のニーズに応じた事業展開に向けて情報提供や支援を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

## ④福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 広域的(都道府県域、ブロック圏域)に対応すべき地域生活課題の解決のため、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。
- 市町村域における福祉活動・事業を推進する基盤づくりを支援する。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、新たな取り組みを提案するなど、福祉活動・事業の実施を支援する。

## ⑤相談支援

- 生活に困難を抱える人の支援に向けて、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、貸付を含む各種相談支援を行う。
- 市町村社協がそれぞれの地域の実情に応じた相談支援ができるよう、情報提供や研修の実施、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。

## ⑥権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- 単独の市町村社協では実施が難しい場合や、広域的に対応することが必要な場合、市町村社協や地域の関係者と連携・協働し、権利擁護を行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者との広域的なネットワークを構築し、市町村

における総合的な権利擁護の体制整備を支援する。

- 福祉サービスの質の向上や適切な利用の促進等を通じて福祉サービス利用者の権利擁護を推進する。

#### ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉支援計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や市町村社協、地域の関係者とともに都道府県域の地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。また、市町村域における地域福祉活動計画の策定を支援する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、市町村社協や地域の関係者と対話や協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

#### ⑧福祉教育の推進

- 福祉教育に対する住民や地域の関係者の理解を促進するとともに、都道府県域のプラットフォームを構築し、情報提供や研修等を通じて、市町村社協における福祉教育の推進を支援する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するために、都道府県域の広報・啓発活動を行う。

#### ⑨福祉人材の確保・育成・定着支援

- 研修や資格取得支援等を通じて福祉従事者、活動者の育成、資質向上を図る。
- 福祉の仕事に関する情報提供、職業紹介等を行うほか、福祉施設・事業所と連携・協働し、職場環境の整備を促進することで、福祉従事者の確保、定着支援を図る。
- 福祉の仕事の魅力を伝える取り組みなどを行い、福祉を担う人材の裾野を広げる。

#### ⑩災害時等の支援

- 市町村社協や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営支援や広域調整、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP(事業継続計画)を作成する。
- 発災時には、行政や関係機関と協働し、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣の支援、被災地の社協、福祉施設への支援等に必要な連絡調整を行う。

#### ⑪福祉の財源確保および助成の実施

- 都道府県域の福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 都道府県共同募金会と連携し、共同募金運動および歳末たすけあい運動が住民主体の地域福祉実践として推進されるよう、市町村社協への支援を行うとともに、都道府県域における寄付文化の醸成を図る。

### 3. 指定都市社会福祉協議会の機能

※ここでは、区社協設置の指定都市社協を想定。

※区社協を設置していない指定都市社協は、「1. 市区町村社会福祉協議会の機能」を参照。

指定都市社会福祉協議会は、地域の実情に応じて、次の機能を果たす。

- ①区社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑩災害時等の支援
- ⑪地域福祉の財源確保および助成の実施

#### ①区社協の支援と協働

- 区社協の情報共有、協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 区社協が、それぞれの地域の実情に応じた活動・事業を展開できるよう、連絡調整、共同研究の実施、区社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の区社協では実施が難しい場合や、区域を越えて対応することが必要な課題に対して、複数区社協の共同による事業を支援するほか、区社協と指定都市社協の共同による事業を行う。

#### ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 市域での活動者(団体)のネットワークづくりや研修等を通じて住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

### ③組織化、連絡調整

- 福祉やその他関連分野の団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整(コーディネート)を行う。
- 福祉の事業や活動を行う者に対し、サービスや活動の質の向上、地域のニーズに応じた事業展開に向けて情報提供や支援を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

### ④福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 市域で対応すべき地域生活課題の解決のため、区社協や地域の関係者と連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。
- 区域における福祉活動・事業を推進する基盤づくりを進める。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、新たな取り組みを提案するなど、福祉活動・事業の実施を支援する。

### ⑤相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、区社協とともに地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を区社協とともに行う。

### ⑥権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行うとともに、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を区社協や地域の関係者と連携して行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

### ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や区社協、地域の関係者とともに市域の地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。また、区域における地域福祉活動計画の策定を支援する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、区社協や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。



#### ⑧福祉教育の推進

- 福祉教育に対する住民や地域の関係者の理解を促進するとともに、市域のプラットフォームを構築し、情報提供や研修等を通じて、区社協における福祉教育の推進を支援する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するために、地域の広報・啓発活動を行う。

#### ⑨地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域の活動者を育成する。
- 地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

#### ⑩災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を区社協とともに行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP(事業継続計画)を作成する。

#### ⑪地域福祉の財源確保および助成の実施

- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

#### **4. 全国社会福祉協議会の機能**

全国社会福祉協議会は、次の機能を果たす。

- ①都道府県・指定都市社協、市区町村社協の支援と協働
- ②多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③全国域における組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画、推進
- ⑤全国における相談支援の取り組みの推進
- ⑥全国における権利擁護の取り組みの推進
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育、啓発活動の推進
- ⑨福祉人材の育成・研修の実施
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施
- ⑫国際福祉活動の推進および支援

##### **①都道府県・指定都市社協、市区町村社協の支援と協働**

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協の情報共有、協議の場をつくり、課題解決に向けた取り組みをともに進める。
- 各社協が、それぞれの地域の実情に応じた事業・活動を展開できるよう、社協の役職員の人材育成や組織・経営の強化に向けた支援を行う。
- 単独の都道府県では実施が難しい場合や都道府県域を越えて対応することが必要な課題に対して、ブロックあるいは複数都道府県社協の共同による取り組みを支援する。

##### **②多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進**

- 全国域での活動者(団体)のネットワークづくりや研修等を通じて、多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。

##### **③全国域における組織化、連絡調整**

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等の連絡調整（コーディネート）を図るとともに、相互の協議や連携・協働を促進し、全国的な地域生活課題の共有、解決に向けた取り組みを行う。
- 社会福祉の増進のため、関係省庁と連携・協議しながら、福祉やその他関連分野の全国団体等の協議の場をつくるとともに、協働による事業を支援するなど組織化を図り、多様な主体間の連絡調整（コーディネート）を行う。

- 都道府県・指定都市域、市区町村域における社会福祉法人等の連携・協働を推進し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

#### ④福祉活動・事業の企画、推進

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会、社会福祉施設種別協議会等と協議、連携・協働し、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業の企画や既存の活動・事業の見直しを推進する。
- 福祉以外の分野も含めた多様な主体に働きかけ、連携・協働による活動・事業の実施を推進する。

#### ⑤全国における相談支援の取り組みの推進

- 都道府県・指定都市社協や市区町村社協、福祉施設・事業所が適切に相談支援に取り組めるよう、情報提供や研修機会の提供、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。

#### ⑥全国における権利擁護の取り組みの推進

- 都道府県・指定都市社協や市区町村社協、福祉施設・事業所が行う意思決定支援や、権利侵害の防止、権利侵害からの回復支援の取り組み基盤の強化に向けて、情報提供や研修機会の提供、専門職や専門機関との連携による助言等を行う。
- 国の行政機関や司法機関、専門職組織、当事者組織等関係者と連携し、全国における総合的な権利擁護を推進する。

#### ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 都道府県・指定都市社協、市区町村社協、研究者・研究機関等と連携し、社協の活動・事業や福祉現場の実態を明らかにするための調査や、今後の制度、実践のよりよいあり方に関する研究等を行う。
- 福祉のあるべき方向性を展望し、全国の福祉関係者がめざす福祉の姿を実現するため、都道府県・指定都市社協、市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会や社会福祉施設種別協議会等とともに計画等を策定する。
- 新しい制度の創設や制度の改善が必要な場合、都道府県・指定都市社協や市区町村社協、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉法人経営者協議会や社会福祉施設種別協議会等とともに国等に政策提言・予算要望するなど、ソーシャルアクションを行う。

#### ⑧福祉教育の推進

- 都道府県・指定都市域における福祉教育推進プラットフォームの構築推進など、全国における福祉教育の取り組みを進める。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するため、全国に向けた広報・啓発活動を行う。
- 社会福祉関係の出版物を刊行し情報提供を行う。

#### ⑨福祉人材の育成・研修の実施

- 福祉の指導的役割を担う従事者の養成・訓練、福祉従事者への資格付与、研修に関する調査・研究に取り組む。
- 福祉人材確保の基盤整備、人材確保・定着等に関わる調査研究、都道府県研修実施機関や人材センターとの連絡調整、支援等を行う。
- 福祉の仕事の魅力を伝える取り組みなどを行い、福祉を担う人材の裾野を広げる。

#### ⑩災害時等の支援

- 平時から都道府県・指定都市社協、社会福祉施設種別協議会等と調整し、被災地の社協、福祉施設への支援のあり方について協議を行い、体制を整備するなど、災害時に備えた取り組みを進める。
- 災害時の役割について、平時から関係省庁等と調整し、支援のあり方について協議を行い、体制を整備するなど、事前の備えを進める。
- 発災時には、関係省庁や都道府県・指定都市社協、社会福祉施設種別協議会等と協働し、被災地の社協、福祉施設等への支援に必要な連絡調整を行う。

#### ⑪福祉の財源確保および助成の実施

- 全国における福祉の推進のため、公的財源や民間財源を確保するとともに、必要に応じて助成を実施する。
- 中央共同募金会と連携し、共同募金運動および歳末たすけあい運動が住民主体の地域福祉実践として推進されるよう、都道府県・指定都市社協、市区町村社協への支援を行うとともに、全国における寄付文化の醸成を図る。

#### ⑫国際福祉活動の推進および支援

- 民間社会福祉分野における国際交流や福祉従事者の育成、各国における福祉活動の発展に向けた支援活動等を行う。また、社会福祉による連帯・協働を促し、国際福祉の向上に取り組む。